

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月22日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）		
機関	職員		機関	職員	
本庁	略		本庁	略	
	知事部局（出納局を含む。）	部長 理事 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 政策総括監 さがデザイン総括監 企業立地総括監 副局長 出納局長 課長 センター長 室長（行政経営室） 推進監 副課長 副センター長 副室長（行政経営室） 秘書担当の係長（秘書課） 法制担当の係長（法務私学課） 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の係長（人事課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主査、副主査及び主事（人事課）		知事部局（出納局を含む。）	部長 理事 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 政策総括監 さがデザイン総括監 企業立地総括監 副局長 <u>スポーツ総括監</u> 出納局長 課長 センター長 室長（行政経営室） 推進監 副課長 副センター長 副室長（行政経営室） 秘書担当の係長（秘書課） 法制担当の係長（法務私学課） 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の係長（人事課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主査、副主査及び主事（人事課）

改正前		改正後	
	略		略
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和元年11月25日から施行する。